

○加古川市営住宅管理審議会規則

昭和61年6月25日

規則第14号

改正 平成7年3月31日規則第14号  
平成9年12月1日規則第42号  
平成11年3月30日規則第33号  
平成11年7月27日規則第49号  
平成15年3月31日規則第10号  
平成17年3月31日規則第7号  
平成23年3月31日規則第10号  
平成30年3月30日規則第18号

(趣旨)

第1条 この規則は、加古川市営住宅の設置及び管理に関する条例（平成9年条例第23号）第62条の規定に基づき、加古川市営住宅管理審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ次の事項を調査審議する。

- (1) 家賃及び使用料の適正化に関すること。
- (2) 建替事業の推進に関すること。
- (3) 入居者の選考に関すること。
- (4) その他市長において必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、市の区域内の公共的団体等の代表者その他住民のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市計画部住宅政策課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和61年8月1日から施行する。

(加古川市営住宅入居者選考委員会規則の廃止)

2 加古川市営住宅入居者選考委員会規則（昭和27年規則第3号）は、廃止する。

附 則（平成7年3月31日規則第14号）

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成9年12月1日規則第42号）

この規則は、平成9年12月1日から施行する。

附 則（平成11年3月30日規則第33号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則（平成11年7月27日規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月31日規則第10号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月31日規則第7号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月31日規則第10号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月30日規則第18号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。